

女性活躍推進法に基づく 特定事業主行動計画

平成28年3月
岩手県岩泉町

岩泉町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月31日

岩泉町長

岩泉町教育委員会教育長

岩泉町議会議長

岩泉町選挙管理委員会委員長

岩泉町代表監査委員

岩泉町農業委員会会長

岩泉町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、岩泉町長、岩泉町教育委員会教育長、岩泉町議会議長、岩泉町選挙管理委員会委員長、岩泉町代表監査委員、岩泉町農業委員会会長が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価を適宜行うこととする。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、町教育委員会事務局、町議会事務局、町選挙管理委員会、町監査委員、町農業委員会事務局（以下「本町の機関」という。）において、一体的に女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、本町の機関において、一体的に女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果に

基づき掲げている。

(1) 現状の分析

① 平成 27 年度中の採用の状況

男性 9 人 女性 6 人 合計 15 人

◇女性職員の割合 40.0%

② 平均した継続勤務年数の男女の差異（端数月切捨て）

【平成 27 年 4 月 1 日現在】

男性 19 年 女性 14 年

◇差異 5 年

③ 職員一人当たりの超過勤務時間（平成 26 年度実績）

◇年間平均 90.4 時間

◇月平均 7.5 時間

④ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（管理職手当受給者）

男性 20 人 女性 3 人 合計 23 人

◇女性職員の割合 13.04%

(2) 数値目標

現状分析の結果に基づき、女性職員の活躍に向け次のとおり数値目標等を設定する。

① 職員採用について

女性職員の割合は 40.0%であり、男性職員に比較して 10 ポイント下回っている。職員の採用については、職務遂行能力の判定による公正な採用が大前提であり、女性を有利に採用することはできない。

一方で、平成 27 年度一般事務職の採用試験応募者数は、男性 33 人、女性 6 人となっており、女性の割合が 15.4%と極めて低い状況にある。

今後、女性の採用者を増やすためのひとつの手段として、応募者の男女比率が均衡に近づくよう、さまざまな機会を捉えて働きかけを行うものとする。

② 平均した継続勤務年数の男女の差異

男女の差異が 5 年となっているが、採用となった年齢なども多様であり、一概に要因を特定することは困難である。一方で、結婚、出産や育児等を一因とした離職が差異に起因していることも想定される。

勤続年数の男女の均衡を図るには、相当の期間が必要であると考えられることから、ここでは数値目標は設けず、結婚、出産、育児等を理由とする離職ゼロを目標に掲げ、育児休業の取得促進及び育児短時間勤務又は部分休業の取得促進に努めるものとする。

③ 職員一人当たりの超過勤務時間（平均）

現状分析においては、特に過度の超過勤務は生じていない。ただし、所属部署においては偏った傾向も見受けられることから、今後、行政組織の見直しや人事異動等により各部署の均衡を図るとともに、子育て世代に配慮した職場環境の整備に努めるものとする。

④ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

管理職の女性の割合が 13.04%と極めて低い状況にある。職員の昇任・昇格等については、平成 28 年度から導入する人事評価に基づき公正に行うこととなるが、各種研修等を通じ男女を問わない職員の資質向上を図り、結果、職員数の男女比率（平成 27 年 4 月 1 日現在の女性の割合：35.7%）に準じた女性の管理職への登用に努めるものとする。